第７期第２回北区男女共同参画審議会

日　　時：平成３１年３月１２日（火）午後６時３０分～午後８時
場　　所：スペースゆう　多目的室AB

１　開　　会

２　議　　題
（１）北区男女共同参画行動計画「第６次アゼリアプラン」のための提言について

３　閉　　会

出　席　者　奥津会長　平野副会長　山田委員　植木委員　浅賀委員
鈴木委員　小林委員　矢吹委員　関委員　元井委員
近藤委員　古田委員　中澤委員　都築委員

欠　席　者　岡﨑委員　田渕委員　岩本委員　小路委員　熊澤委員
田草川委員

審議
○藤野課長
　皆様、改めまして、こんばんは。大変お待たせいたしました。定刻になりましたので、第７期第２回目の北区男女共同参画審議会を開会いたします。
　まず初めに、奥津会長よりご挨拶をお願いいたします。

○奥津会長
　皆様、こんばんは。また、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。
　きょうの審議会はお手元の資料、後でゆっくりご説明あると思いますけれども、新しいアゼリアプランをつくるために提言をしていくということですので、私ども事前に各専門部会のリーダーの方とも打ち合わせをして、慎重に議論はいたしました。内容は、ある程度、きょうお示しするところまでまとめましたけれども、議論もいろいろ白熱しまして、表現まできちっと全部決め込んでお示ししているというまでのことではございませんで、よくその辺もご議論いただければ、本当にいいものができると思っております。よろしくお願いしたいと思います。
　もう一つ、これはきょう、傍聴人の方いらっしゃるというので、その方がお入りになる前に皆さんに情報ですけれども、北区の方は幸せだなと実は私、感銘したんですが、リーダー会をやりまして、きょうの資料を完成させようと思って議論しておりますときに、区民の方が区長さんに、プランは区民のものなんだから、わかりやすく書きなさいというご要望があったということです。本当にそのとおりですし、そうやって見ていらっしゃる方があるということで、本当に感銘いたしました。
　この方は、ただ単に婦人活動をなさっているのではなく、弁護士さんで、この審議会にも会長さんをやられたり、委員をやられたり、いろんな形で参画されていらっしゃる方ですから、本当に生涯かけてこの問題に取り組んで、関心を寄せてらっしゃる、しかも区長さんに言ってくださって、この審議会にはおっしゃっているんじゃなくて、皆さん、自由にしっかり議論してくださいって応援くださったなと思います。ご紹介しながら、そんなこともあって、ぜひきょうは活発にご議論いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○藤野課長
　ありがとうございました。
　続きまして、本日の出席状況でございます。
　審議会の委員20名中、本日15名ご出席いただいております。条例の施行規則に定めます審議会の開会に必要な定足数に達しておりまして、この会議が有効に成立していることをご報告申し上げます。
　なお、王子法人会の女性部会の岡﨑委員、公募委員の熊澤委員、同じく公募委員の田渕委員、東京都労働相談情報センター池袋事務所長の岩本委員、教育振興部長の田草川委員、以上の方からご欠席とのご連絡をいただいておりますので、ご報告申し上げます。
　続きまして、本審議会は条例の施行規則によりまして公開すると定められておりますので、公開といたします。ただし、審議会の決定により、一部、非公開を取り扱うことがで

きますので、後ほど会長から改めてご確認をお願いいたします。
　それでは、この先の議事進行につきましては、奥津会長、お願いいたします。

○奥津会長
　それでは、まず、この審議会の公開について確認させていただきます。
　区の条例、施行規則によって、審議会は公開する。ただし、審議会の決定により一部非公開の扱いとすることができるということは、先ほどご説明ありました。でも、このまま公開させていただいてよろしいでしょうか。
（「はい」の声あり）

○奥津会長
　では、異議なしということでございますので、公開させていただきます。じゃ、入れていただいて、お願いします。
（傍聴者入室）

○奥津会長
　それでは、皆様のご協力をいただきながら、しっかりと審議を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
　議事録の作成の都合のため、ご発言なさるときにはマイクが回りますので、マイクをご使用して、お名前を名乗っていただき、次にご発言をお願いいたします。
　それでは、まず議題の１、これについてご説明いただきます。北区男女共同参画行動計画「第６次アゼリアプラン」のための提言（案）について、事務局よりご説明をお願いします。

○藤野課長　「第６次アゼリアプラン」のための提言（案）について説明

○奥津会長
　ありがとうございました。
　ただいまご説明がございました、６次アゼリアプランのための提言（案）ということでございますが、先ほど最終案という形でしたけれども、皆さん、専門部会に入っていただいて、それぞれの部会では十分ご議論いただいた結果です。~~ので、~~その内容についてほぼまとまったものとしてお示ししていますのでご意見をいただきたいと思います。
　ただ、全体をこうしてまとめてみて、通覧していただくと、また、どうなのかというご意見もあるかと思いますので、そういう点のご意見等、先ほどご紹介しました。日ごろから男女共同参画の知識のある区民ばかりではないわけで、皆さん、いろんな方がいらっしゃるんですけれども、どなたが読まれてもわかりやすい表現になっているかというようなことからのご意見もあろうかと思います。
　どうぞ、今のご説明を受けてご意見をいただきたいと思います。意見というよりも感想でも結構でございます。とりあえず何かございますでしょうか。
　まず、第１の、一番初めのところは、青字、赤字、いろいろございましたけれども、男

女共同参画審議会ということを踏まえて、そう言いながらも社会がいろいろ多様化しておりますので、その中でこの提言をどう位置づけるかという表現をご苦労されたようですね。

２つ目の部会のほうは、もともと１つだったのを２つに分けたというところがございますね。一つは職場、まさに仕事と家庭生活のような感じの部分と女性そのものの活躍という、こういう２つに、もともと１つになっていたのを、内容によって分けたというところが大きな違いではないでしょうか。

学校のほうはかなり勇気を持って果敢な取り組みといいますか、性教育のかなり突っ込んだご議論をいただいているというようなことではないかと思います。

それからまた、最後の推進体制も余り変わりないとおっしゃっていましたけれども、今お伺いしますと、まさに職員を育成し、ワーク・ライフ・バランスについて講義できるくらいの職員さんをつくり出すぐらいの感じに読めましたけれども、そんなこともあるし、大学の学園祭でブースをつくってらっしゃるんですかね、かなりきめ細かくご議論いただいた結果がございます。もうちょっと詳しく知りたいというようなお話もあろうかと思いますので、どうぞご自由にご発言ください。

〇鈴木委員

それでは、５ページ目の学校における性に関する教育の推進とあります。これは学習指導要領を踏まえてと書いてありますから、国とか都の方針に基づいてということだろうと思っていますけれども、区で決められることなんでしょうか。学校における性に関する教育の推進は、北区というところで決められるんでしょうか。それはどうなのか教えてください。

それから、政治がありました。４ページの政治分野における女性の活躍推進と書いてありますが、これは政治家の先生がお二人いらっしゃいますけれども、これは国や何かでもやっている義務なんでしょうか、努力目標なんでしょうか。そこら辺は、現実的には全然上がってないと思いますけれども、要するに、国のほうから求められているものは努力目標なのか、努力目標というか、義務にはなってないから、そこら辺も、もしわかったら教えていただきたい。とりあえず２点です。

〇奥津会長

それでは、初めのほうは、区のほうでお答えいただけますか。

〇藤野課長

５ページにかかりますが、学校における性に関する教育の推進ということで、表現についても、性に関する教育としておりまして、北区における、できる範囲の性に関する教育を実施していこうというような取り組みの内容でございます。この会には教育振興部長も入っていただいておりましたので、とにかく家庭との連携を図りながら、なおかつ指導要領、これは規約に定められているものですけれども、そういったものも鑑みながら、それぞれの学校でできる範囲で性に関する教育をしていく、そういう取り組みを表現したものでございます。

○奥津会長
　では、次のご質問、２人の先生とお話がありましたので、とりあえずご発言いただけますか。

○近藤委員
　ある意味で私見なんですけれども、多分これは努力目標なんだろうなというふうに思っております。これを見える化論にするというようなことで、多分、これは区の取り組みとしては、当然、男女の構成比というのはすぐ選挙のたび出てくる数字でございます。あとは、各会派等の考え方なんですけれども、なかなか現実として、多分、私どもはたまたま２人ともここにいるのは公明党の議員なんですけれども、会派としては、党としては、なるべく女性の議員もふやしていこうということは目標としては掲げているんですけれども、なかなか現実的にいろんな部分があって、いろんな部分というのは、当然、女性の候補者を選定する段階で、なかなかご本人が承諾をしていただけないということもあるというふうにも聞いておりますし、さまざまないろんな部分がまだあります。いろんな理由がほかにもあると思いますので。ただ、これは諸外国から比べても、日本は全体的にやはり少ないということも言われておりますので、これからその辺はしっかり取り組んでいかなきゃいけない大きな政治的な課題であるというふうには考えております。

○鈴木委員
　ありがとうございます。

○奥津会長
　よろしゅうございますか。政治となると、有権者は結果的には一番最後をお決めになって、そこは義務ということもありませんので。

○鈴木委員
　有権者の前に、まず候補ですね。なるたけバランスよく、というのは理想です。

○古田委員
　だから、女性が区議会議員とかになっても、働きやすいというか、そういう環境になっていない部分があって、やっぱり女性が立候補するのをためらうんだと思います。やはりまだまだだと思います。

○奥津会長
　以上で、なかなか難しい話ではありますけれども、とりあえずお答えいただきました。
　ほかに、ございませんか。いろいろなことが書いてございます。
　あと、表現としても、まだちょっと工夫が。例えば暴力という、暴力も、どんなものを暴力と考えるかというのについて説明がないと、かなり限定的に捉える方もとられる方もいらっしゃると思いますが、そういう表現などは、また後で私のほうに任せていただいて、尊重をしたいと思います。

そのほか、これはすっと読むとわかったような気になるけれども、ちゃんと書かないとわかりにくいというようなことがあるから、お伺いしたほうがいいと思います。

○鈴木委員
たびたび会議に出てないから質問が多くて申しわけないんですけれども、６ページの職員の意識啓発ということがあります。これは中澤部長のほうに関連することだと思いますけれども、職員というのは区の職員を指しているんですか。区の職員でいいですね。
実は私、協働事業とか面談事業にかかわっておりまして、そういう中で、なかなか区の職員の方々が、どうも意識が低いということがあって、なかなか難しい問題を抱えています。共同選定委員会。同じようなことは、奇しくも、これは職員のこの問題に対する意識調査の認識というのかな、強く進めていただくといいなと思っています。同じことだと。ちょっとわからなかったかな。ちょっと説明が……。
北区の中、地域と行政とが一緒になって事業をする協働事業というのがあるんです。それから、ＮＰＯや何かで、女性をしていただきたいって、50万、20万の応援団事業ってあるんですが、なかなか、それぞれ区の職員の方々が、どうもいま一つ理解に乏しいのかなというのが、いつも議題になっておりまして、今、担当部長のほうから、部長さんたちにお願いして、なるべく意識を高めていただきたいということをやっております。これも同じことですので、ぜひお願いをしたい。引き続きといいますか、お願いをしたいということです。

○奥津会長
何か一言、こんなふうに取り組んでいきたいというようなことがあれば、ぜひ、お答えいただきたい、あるいは部長さんでも結構ですが、お答えいただければ。どちらでも、部長さんでも結構でございます。

○藤野課長
職員の意識啓発につきましては、毎年毎年、私どもでいえば男女共同参画の職員研修というものがあって、ただ、やはり手当制、仕事の予定のつく方が参加してくださるわけなんですけれども、そうすると、なかなか全員、全ての人に研修を受けてもらうということができなくて、委員、ご照会は、男女共同参画にかかわることだけではなくてということですよね。

○鈴木委員
これはこのテーマでしょうけれども、これにもちろんですけれども。

○藤野課長
全般的にという。

○鈴木委員
特にこの問題ですね。

○藤野課長
　意識啓発に努めると整理してまいりたいと思います。

○奥津会長
　では、しっかりと取り組んでくださるということですから、今後、期待してまいりたいと思います。
　いかがですか。まだご発言がない先生方、たくさんいらっしゃるんですが。
　古田先生、お願いします。

○古田委員
　１ページ目なんですけれども、下から４つ目というんですか、右側の事業の下から４つ目、虐待防止啓発事業で、ペアトレーニングとありますが、これはどういったものなのかを教えていただきたいということと、先ほど、どの区民にでもわかるようにということからいうと、私が今、質問したペアトレーニングもそうですけれども、いろんなところがやっぱり難しいのかなというのは、さまざまな言葉であるなというのは感じました。
　あとは今のところ、虐待防止に関する意識啓発なんですけれども、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待などに関する知識情報提供ということなんですが、例えば、子供への性的虐待みたいなのはここに入るのかということと、あと今、よくヘルパーさん、高齢者を介護するというか、ヘルパーさんへの性的虐待というか、利用者さんからのものがあるというのも聞いておりますけれども、そういったところで、ヘルパーさんたちが我慢をしているというような現状もあるんじゃないかなと思うので、そういったところも防止できるようなものがあったらいいなと思いました。
　それから、２ページ目の、最後の性の多様性の理解促進ということで、ＬＧＢＴ等の相談体制をつくるということで、事業としては相談窓口の設置検討で終わっているんですけれども、これ設置にしなくていいのかな。相談体制を確立するというからには、検討して、設置をぜひ早くしていただきたいというふうに思います。
　また、性の多様性の正しい理解の意識啓発ということなんですけれども、区議会にもパートナーシップ条例制定のために検討を開始してほしいというような請願・陳情も出されて、それも通っているので、北区においてもパートナーシップ条例制定のために検討していくみたいなことも入れてもいいんじゃないかなというふうに思います。
　とりあえずそれでお願いします。

○奥津会長
　まず、一番初めのペアトレーニング、リーダーからご説明いただけますか。

○都築部長
　これはペアレントトレーニングです。略すときペアトレと言っていますので、これ、後ろだけ表記して、前半を省略しております。ご案内のとおり、小さいお子様を持っている、子育てに不安を持っているお父さん、お母さんに、事業としてそのお悩みを聞いて、トレ

ーニングという言葉が妥当かどうかわかりませんけれども、今の段階では、ペアレントトレーニングというのを立ち上げる。今、収穫前と収穫後で二通りで次年度から分けようと思っています。ペアトレと書くか、ペアレントトレーニングと書くかはよろしいかと思います。

○奥津会長
　わかりやすい言い方で、片仮名って便利ではあるんですが、なかなかわかりにくいところがありますね。じゃあ、今後の検討ということでわかりやすい方向でしたいと思います。
　意味的にはペアレントトレーニングということであれば。

○古田委員
　そのほうがわかりますよね。

○奥津会長
　よろしいですか。

○古田委員
　そうかなと思ったんですけれども、いや、新しい何かペアでやるものがあるのかなと。

○奥津会長
　こういうのをやっていただくということについてはぜひ、ということでございます。
　２つ目のことも、これも大いに議論になりましたが、これは山田先生からリーダーとして何か、調整していただきましたが。介護現場等のパワハラ、セクハラ発言ですね。

○山田委員
　私、たまたま国の委員の男女共同参画会議の委員と、都の男女平等、都は男女平等なんですよね。都の男女平等参画の委員、両方務めておりまして、両方とも暴力関係を扱ってきたんですが、今、セクハラ、パワハラ等に関しては、だんだん範囲が広がってきまして、暴力として捉えるのか、それとも職場の中で捉えるのかというので、２つの方向性があるので、とりあえず、ここ、人権を尊重し健康な生活をリーダー会議等で検討していただいて、地域社会では、学校、地域、あらゆる場面でのセクハラ、パワハラというふうにしまして、４ページの職場等、あらゆる場面でのハラスメントの撲滅という２カ所で書かせていただきました。
　そして、問題は職場等のところで、ここでは軽く書いてありますけれども、多分、今までは主に同じ職場の上司と部下とか、そういうことしかやっていなかったんですけれども、実は、権力というものは別に同じ職場だけではなくて、去年、問題になったように、去年、事務次官とジャーナリストが問題になったように、いわゆる取引先が顧客、取引先や顧客からの暴力も含んで問題にすべきだということで、その職場等というふうにして、実は介護現場における、いわゆる、顧客である入所者から労働者であるヘルパーへのハラスメント、性的なハラスメントというのもここで解決しなくちゃいけないので、ここで講座及び

研修、多分、情報提供等を入るように、文章になったときにはなるべく書き込めたらと私は提言しておりますので、それに関しても取り扱えるような行動計画であるようにしたいと思って提言いたしました。

○奥津会長
　今度は３つ目の相談窓口の設置、検討までで終わってしまっていてよろしいのかという、それとそれに続く質問でございますが、これは区のほうで検討した結果ですから、事務方のほうでいいですか。

○藤野課長
　先ほどもご照会いただきましたパートナーシップ制度の検討を進めてほしい。そういった陳情を受けて、今後、庁内で会議体をつくることになっておりまして、こちらの相談窓口と、それから先ほどご提案がありましたパートナーシップ制度等についても、その会議体で協議していく内容になるんです。相談体制を確立すると、取り組み内容のところでは書いてございますので、相談体制の確立という事業にしたほうがよろしいかな。ハード的なものを設置するというだけではなくて、体制を確立するという表現に改めさせていただければと思いますが。

○奥津会長
　確立、一挙にいってよろしいですね。検討はなさるというんであれば、確立に向けて検討するなら、結局やりませんでしたと言われるのは困ってしまうので、そこまで書いてくださるというんであれば、そのようにしていただくということだと思いますが、いかがですか。

○藤野課長
　どのような形であれ、区に相談体制を設けるのか、あるいは民間支援団体との連携を図るのか。そういったところの相談を受ける、体制としてはさまざま考えられますので、それについては相談体制の確立というのは表現してよろしいかと思います。

○奥津会長
　そのように書いていただくということでございます。
　今のようなお話、どうぞ遠慮なく、おありになるならお出しいただければと思いますけれども。
　時間も押してまいりましたので、矢吹先生、まだご発言ありませんが、何かご感想でもあれば、矢吹先生、どうぞ。

○矢吹委員
　４ページの施策の方向の１の２なんですが、一応、女性活躍推進法に基づく協議会の設置というところで、ずっと全部同じ言葉できておりますけれども、これはちょっと、具体的にどういうことをされるのか、教えていただきたいんですが。

○奥津会長
　わかりやすく表現ということで、よろしくお願いします。

○藤野課長
　そうですね、わかりやすくですね。このままで大変申しわけないんですけれども。

○矢吹委員
　いや、協議会というのはどういう方々でおつくりになるのかとか、そういう話もあったらよろしいんじゃないですか。

○藤野課長
　女性の活躍推進法、これ時限立法になっておりまして、10年間の法律になるわけなんですが、その中で、女性の活躍を推進するために、地域に女性の活躍を推進するための課題とか地域の実情に沿った女性の活躍の方策とか、そういったものを検討する会議体を、これは努力義務になるわけなんですけれども、設けると、推進法の中で規定されております。
　具体的に構成員といたしましては、例えば、ハローワークでありましたり、それから産業団体、それから事業者の団体、それから都道府県の労働局の雇用均等室というんですか、労働基準監督署等々。それから労働組合、教育訓練機関等々。
　今、審議会のメンバーとしても構成員としてなっていただいております東京労働相談情報センター、こういった方も構成員として考えられますが、この北区においての女性のさまざまな分野での女性の活躍、それ、どうやって取り組んでいこうかということのみ、そのことに特化して検討する会議体の設置、運営ということになります。

○奥津会長
　今、要するに、例えば再就職の実際のご相談をやってらっしゃるところとか、労働条件、ワーク・ライフ・バランスを含めて、そういったところの指導・監督をなさるところとか、当然、受け入れている企業さんとか、企業さんの協議体、相談・協力体制をしていらっしゃる業界団体さんとか、そういうところに、まさに実効を担保できるようなところに入っていただいて、協議体をつくりましょうということですね。問題を現実に即して検討してもらいますというような趣旨の、本来はそういうものだと思いますので、もうちょっとこの辺、じゃあどこまで書けるか検討させていただくということでいかがですか。わかりやすくしましょうということで。大体そういう内容だと思います。
　そのほかに。じゃあ、今度こちら側にいきまして、元井先生、何かございますか。

○元井委員
　いや、特に。

○奥津会長
　特にありませんか。小林先生、いかがでございますか。~~人権という形。~~

○小林委員
　感想なんですけれども、アゼリアプラン体系一覧、４ページの１の４，男女がともに担う家庭生活とあるんですけれども、私の周辺の30代後半とか、それと、奥さんが30代、そのあたりのご夫婦というのは、男性がもう子育てにもかなりかかわっていらっしゃいますし、学校に、こういう、お子さんを抱いて連れていく人、結構見かけます。身近の30代のご夫婦に、自分のことを顧みると、よくやってらっしゃいますねと言ったら、それは時代ですよと言われた。つまり私の人間性じゃなくて、時代なんだと言われて、そういう環境にかなり自分も毒されていたかなという気がしたこともあるんですけれども。そういうわけで、何が言いたいかというと、ここに男性の家事・子育て協働支援という、特別に取り上げるだけの必要性もあるのかなという気がするくらいに、若い世代というのは、かなり一緒に、協働してやってらっしゃるかなということはあるんですね。

○奥津会長
　そういう感想ももちろん、時々伺いますけれども、いいと思いますが、じゃあ関先生、何かご発言があれば。関連もあると思いますので。

○関委員
　今の小林先生のご発言伺っていまして、時代ということもあるんだと思うんですが、それは、やる方はやるんですけれど、同じ30代でも、いろいろと育ってきた環境なり、職場の環境なりあって、やらない方は、すごく差があるなと思っています。ですから、これから本当にふだん思うことですけれども、全体がそういうふうになってほしいというふうに思っていますので、学校だとか、あとは家庭の環境が大きいんだろうというふうに思います。

○奥津会長
　ということで、啓発というところを今後も取り組んでいくということだと思います。
　また、申しわけないんですが、浅賀先生、いかがですか。

○浅賀委員
　どこかに、防災がありましたね。５ページの下のほう、赤い字がいっぱい書いてあるところです。そこに女性防災人材の育成ですとか、災害時の女性の確保、これ、自主防災組織でもそうですけれども、ほとんど、なり手がいないんですね、今現在。幾ら誘っても入ってきません。入ってくださるのは、大体みんな役員さんで、お年を召した方が多いんですよ。いざというときに、果たしてそれでいいのか。例えば、本当に災害が起きた場合に、小さなお子さん連れだとか、それから妊婦の方だとか、そういう方たくさんいらっしゃると思うんですよね。それを男性の受付がやってもしようがないと思うんですよ。実際に、女性の受付で、若い人がやっていかなくちゃいけないと思うんですけれども、幾ら誘ってもいらっしゃいませんで、少し災害が間近に起きるということをちゃんと東京の人たちは

考えないといけないと思います。私の意見です。

○奥津会長
　そのとおりでございますね。育成という言葉を使ったところもありますけれども、まさに啓発と育成ということです。これは第三部会、何か先生、いかがですか、ご議論でも、あるいはちょっとした発言。

○平野委員
　こういった女性防災人材の育成については、いろんなところで取り組みがなされているところかと思いますので、そういったことを積極的に、そんなにいきなり数はふえませんけれども、行っていくということで、やるしかないのかな、というふうには思います。

○奥津会長
　具体的には、また区のほうでどんなふうにしていくかというのは、また今後、これをまとめる中でご相談させていただくということでいいですか。

○平野委員
　はい。

○奥津会長
　大変貴重なご意見ありがとうございました。
　また、植木先生、お願いします。

○植木委員
　今の件なんですけれども、災害のときにどれだけふれるのかということについて、実感がない。そうすると、3.11だったりするんですけれども、やっぱりそのときの経験というのをもっと、こちらのほうにフィードバックしてもらう。だからビデオをつくっていただいたものでもいいですし、体験談とかそういうものでもいいので、そういうものを勉強として、何か聞くことができる機会を設ける。それから、一回やれば、こんなこと言うと何なんですけれども、その機会は得られなくても、ビデオ講義とか、そういうものだったら何回でもできるので、そういうものを地域で、もっと見る機会というんですか。こんなに大変だったんだということを広く、もっとみんなに、大変さをまずわかっていただくようにするのがいいんじゃないかなというふうには思っています。
　あと、先ほどの、確かに英語が多くて、ペアトレって、ペアレントだったんだって私も後から思ったんですけれども、英語で、私が余り英語好きじゃないからかもしれないんですけれども、うんと勉強している方だと、ダイバーシティだとか、その辺も簡単に受け入れられると思うんですけれども、多様性を受け入れるとか、広く受け入れるですよね。
　それとか、ペアトレーニングなんて、親の勉強会と言ったほうがきっとわかると思うんですね。だから、余り、英語、英語でやったら日本語というか、感じというか、そういうもので注釈つけたほうが、年をとった人とかでもイメージ湧くのかなという気はします。

○奥津会長
　表現ということで、片仮名は便利なんですけれども、それだけにはっきりしないし、わからない。ぜひ、これから、まだ完成させるには時間ございますので、議論させていただくということで、また、区にもしっかりとお願いをいたします。
　今のお話ですけれども、スペースゆうなどの機能の充実というのがございますね。そういうところで、今おっしゃったように、本当に困ったとき、こんなことがあったというのを、何か事業として取り組んでいただき、それをまた自治会などで回していただくとか、そんな工夫もあろうかなとは思いますので、あわせてご検討いただくということでよろしいでしょうか。
　こういう形で全体が今まとまりつつありますが、まだ足りないとか、もう少し検討というようなこと、何かございますでしょうか。

○平野委員
　事業をふやすとかいうことよりも、それの運用ということになるのかなというふうには思うんですが、今の防災のお話とかにも関係してくると思うんですけれども、結局、自分が関係ないと思っていると、結局これ、幾らやっても進まないわけで、区民の皆さんに、いかに当事者意識を持ってもらうかという仕組みをつくることがすごく大切なんだろうなというふうに思います。
　そういう視点で見てみますと、例えば３ページ目の一番上の事業のところに赤字で、シンボルマークの策定というのがあったりとかもするんですが、何かこういったものを、例えば公募にして、広く募集をしてみたりですとか、あと６ページ目に幅広い区民参加の促進という取り組みがあるんですが……スペースゆうの機能充実のところの①なんですけれども、これは私はすごく大事だなというふうに思っていて、きょうも傍聴の方が３名いらしていて、ああ、すばらしいなと思っているんですけれども、いろんな機会に区民の方に参加をしていただいたりですとか、声を聞く機会をつくるということが大事なんじゃないかなというふうに思っています。
　でも、この区民参加の促進のところを見ると、その講座と、ボランティアとの協働みたいな感じになっていて、ボランティアの協働というのは何かなと思うと、事業運営とか、一時保育のときの有償ボランティアとの協働ということになってくるようなんですが、ひょっとすると、何か講座、でも、今までもなされてきたのではないかなと思いますが、その講座なんかをどうするかとかいったときなんかから、区民の皆さんに参加していただいたりとかする機会をつくったりするのもいいのかなというふうに、これらを見て思ったりしました。
　以上です。

○奥津会長
　これは、スペースゆうの運営の中でしっかりと取り組む。今までもやってらっしゃったようですけれども、これからは、むしろ見える化ですね。はっきり見えるようにしてやっていただければと思います。

○鈴木委員
　先ほど山田先生がおっしゃった、東京都は男女平等ですよね。

○山田委員
　名称は男女平等参画審議会です。

○鈴木委員
　それは何でですかね。

○山田委員
　いや、10数年前につくったときに、いろいろ議論があって、東京都は平等にするというふうに決めたらしいです。私は別にかかわったわけじゃないので。

○鈴木委員
　それだけです。

○奥津会長
　では、大体、一通り、皆様のご意見もいただけましたし、大変、中身もあって、事務局も宿題が少し出てきましたし、私と副会長の間でも少し意見交換をして、区との調整もさせていただきたいと思います。したがいまして、多少表現など、きょうお示ししたものとは違った形になるかどうか。そういったこともあわせて、皆様にきょうお認めいただいて、内容的には皆様のきょういただいたご意見を反映させて、もう一回整理をさせていただくということにしたいと思います。
　第１の議題を終了いたしまして、今後のことも含めて、議題の２、その他ということで、課長さん、よろしくお願いします。

○藤野課長　　今後の予定について説明

○奥津会長
　ありがとうございました。
　では、まず文案をまとめるということと、また、皆様のご意見のお出しいただき方によって、また、全体会議で確認をさせていただくかどうかということを検討させていただきます。
　副会長と、事務局との間で、十分きめ細かいところまで注意をしながら検討させていただいて、結果を皆様にしっかりとお伝えを申し上げたいと思います。
　何か今後について、いや、そんなこと言わないで、ちゃんと集めさせてとか、何かご質問とかご意見とかございましたら。
　なるべく早く案をまとめて、お示しをするということは努力をしていただきたいし、私どもも努力をしたいと思っております。

よろしいですか。
それでは、いろいろ中身のあるご議論いただきましてありがとうございました。
本日遅くまで、どうもありがとうございました。
これで本審議会、今回の分を終了させていただきます。
どうもお疲れさまでございました。